

事業名	特定地区公園（カントリーパーク）事業		
事業内容 （目的・概要）	農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等。		
事業主体	町村		
採択要件	<p>(1) 対象都市 以下に掲げる町村に設置されるもので、当該公園が都市計画施設とされないものであること。 ①その行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。 ②定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね10km以上離れていること。 ③人口規模が原則として、5,000人以上であること。ただし、人口10,000人未満の村に設置される公園にあっては、二以上の町村の利用が見込まれること。 ④定住圏又は地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備水準に達していないこと。</p> <p>(2) 面積要件 標準規模が4ha（都市公園における地区公園相当）であること。</p> <p>(3) 交付対象事業 ①用地取得については、原則として2haを対象とする。 ②施設整備については、都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設と同様の施設を対象とする。</p>		
補助率，融資額， その他の財源措置の内容	<p>1 用地費：1／3（国費），2／3（町村費）</p> <p>2 施設費：1／2（国費），1／2（町村費）</p>		
制度創設年度	昭和55年度		
関係省庁名	国土交通省都市局公園緑地・景観課		
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・大平山公園（呉市） ・鹿田公園（江田島市） ・豊平総合運動公園（北広島町） ・白竜湖スポーツ村公園（三原市） 		
問合せ先	土木建築局都市環境整備課		
	Tel	082-513-4142	e-mail dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp